

令和3年度島根県機構集積協力金交付事業配分基準

機構集積協力金交付事業は、国から各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、令和3年度の配分基準を以下のとおり定める。

1 前提

本年度交付対象となる地域及び農地所有者に対し、予算の範囲内で機構集積協力金を交付する。

2 予算が不足した場合の措置について

交付対象となるものの、国からの予算配分が不足し、全ての地域及び農地所有者に対し、協力金を交付することができない場合には、以下の調整方法で予算を配分する。

(1) 地域集積協力金と経営転換協力金の調整方法

県全体の地域集積協力金と経営転換協力金の要望額の割合に応じて予算額を按分し、以下(2)及び(3)の調整方法により配分。

(2) 地域集積協力金の調整方法

以下に定めるポイントの合計が大きい地域から順に配分。ポイントが同点の場合は、中山間地域、貸付面積が大きい地域の順に上位とする。

① 集積タイプで申請する地域

交付対象面積に占める令和3年度の新たな担い手集積面積の割合に応じて以下の点数を付与。

40%以上	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
4点	3点	2点	1点

② 集約化タイプで申請する地域

該当する地域は5点、その他は0点。

③ 基盤整備事業等を実施（または実施予定）している地域

該当する地域は2点、その他は0点。

④ 特定農作業受託を行っている集落営農組織の法人化、又は新たな集落営農法人の設立に伴い、機構を通じて利用権設定する地域

該当する地域は2点、その他は0点。

⑤ 年度内に設立する又は設立を検討している広域連携組織の構成地域

該当する地域は2点、その他は0点。

(3) 経営転換協力金の調整方法

地域集積協力金の交付対象地域に所在する農地について交付申請を行う農地所有者等から順に配分。

予算額が不足したことにより、交付することができなかった農地所有者等については、翌年度に優先的に交付を行う。(翌年度に交付する場合は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付する。)

また、予算額に余剰が乗じた場合は、地域集積協力金に回していく。